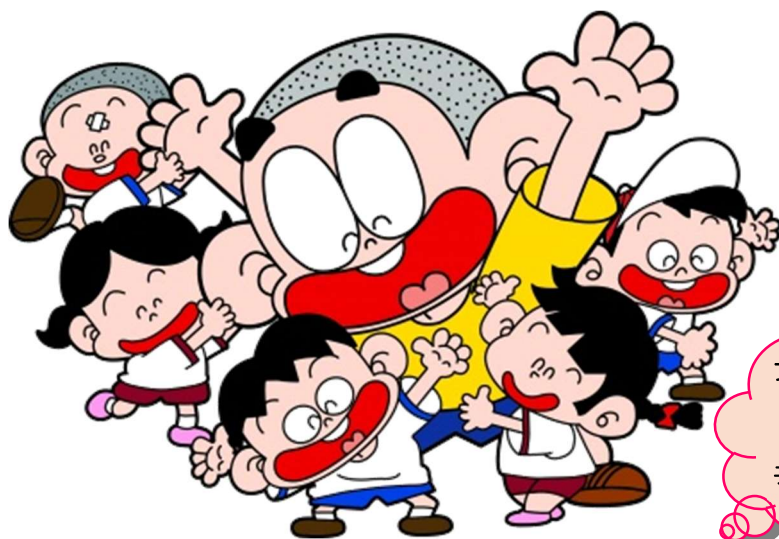


あなたの子育て応援します！

活動のてびき

★基本的活動について

★病児援助活動について



ファミサポは…
「助けられ上手」
「助け上手」な
子育てをめざします！

都城市ファミリー・サポート・センター

もくじ

- ★ファミリー・サポートとは？・・・・・・・・・・ P. 1
- ★具体的な援助活動の内容・・・・・・・・・・ P. 2
- ★援助のしくみ・・・・・・・・・・ P. 3
- ★活動のながれ・・・・・・・・・・ P. 3
- ★会員の心得・・・・・・・・・・ P. 4
- ★利用料金の基準・・・・・・・・・・ P. 5
- ★利用料金の計算方法・・・・・・・・・・ P. 6
- ★病児援助活動について・・・・・・・・・・ P. 7
- ★病児援助活動の預かりの対象について・・ P. 8
- ★病児援助活動のしくみ・・・・・・・・・・ P. 8
- ★病児援助活動の流れ・・・・・・・・・・ P. 9
- ★病児援助活動の利用料金・・・・・・・・・・ P. 9
- ★補償保険制度について・・・・・・・・・・ P. 10、11



ファミリー・サポートとは？

育児などの援助を受けたい人（利用会員）と育児などの援助を行いたい人（援助会員）が会員になってお互い助け合います。

例えば保護者の方の急用や病気などで困った時や、子育てに専念している方がリフレッシュしたい時など、ゆとりを持って子育てができるように育児に関する相互援助を行います。

会員の要件



利用会員

- * 都城市内にお住まいの方
- * 都城市内の保育園・幼稚園・学校に通園・通学している子どもさんをお持ちの方
- * 育児等の何らかの援助を受けたい方
- * 0歳から小学校6年生（障がいのある子どもは18歳）までの子どもさんがいる方
- * センターのしくみを理解する為の研修（30分程度）を全員に受けていただきます（研修修了後会員登録いたします）



援助会員

- * 性別は問いません
 - * 都城市内にお住まいで20歳以上の方
 - * 心身共に健康で子育て支援に意欲のある方
 - * 研修を全員に受けていただきます
- ≪登録後の依頼内容≫
- ★援助会員養成講座・・・託児・送迎
 - ★援助会員養成講座≪基礎編≫・・・送迎のみ（研修修了後会員登録いたします）

「利用会員」「援助会員」
両方の会員になることもできます

- いずれの会員も、この事業の趣旨を理解し協力していただける方なら、性別、免許、資格は問いません。ただし、研修修了後会員登録いたします。
- 利用会員の研修、登録後に援助会員との顔合わせを行います。
- 援助活動は、利用会員と援助会員が事前に十分な打合わせ、顔合わせを行い、両者合意の上で行われます。

「都城市ファミリー・サポート・センター」では子育てに関する生活上の相談に応じ、円滑な相互援助活動のお手伝いを行います

具体的な援助活動の内容

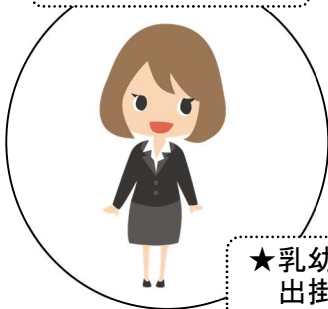
1. 保育施設等までの送迎や、その前後に子どもを預かること
2. 学校の放課後、または放課後児童クラブ終了後に子どもを預かること
3. 冠婚葬祭または他の子どもの学校行事の際に子どもを預かること
4. 買物等外出の際に子どもを預かること
5. 支援学校等へ通園・通学される子どもの送迎に関すること
6. その他子育て支援に関すること

「都城市ファミリー・サポート・センター」で行う援助は、あくまでも一時的なもので、長期間にわたる援助活動は行いません。

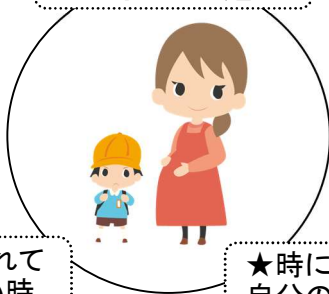
- 育児支援は、都城市ファミリー・サポート・センター、または、会員相互の合意があれば任意の場所でも援助活動は可能です。
- 宿泊を伴う援助活動は行いません。

こんなときにもご利用ください！

★求職活動のため



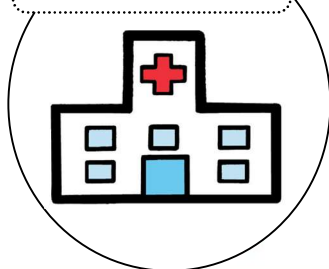
★産前産後の子どもの送迎



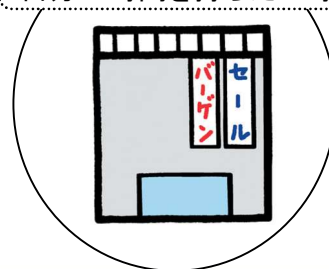
★急な残業等で迎えにいけない時



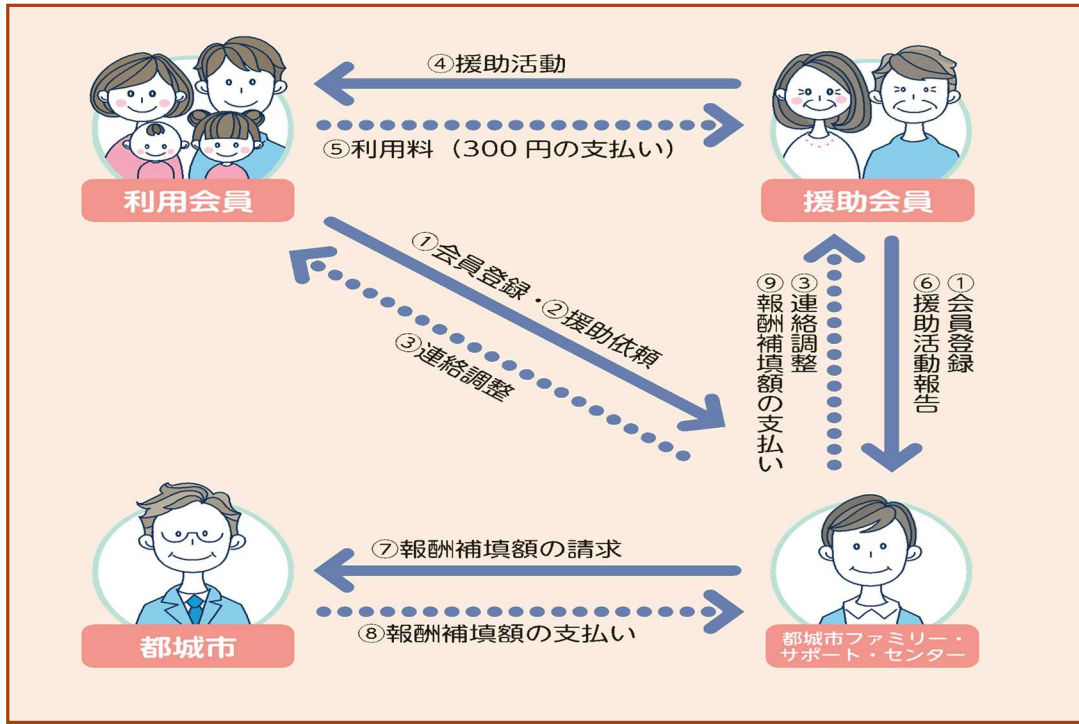
★乳幼児を連れて出掛けにくい時



★時には子育てを離れて自分の時間を持ちたい時



援助のしくみ



活動の流れ

1. 援助依頼

「利用会員」からファミリー・サポート・センターへ援助依頼の連絡をします。

2. 調整

ファミリー・サポート・センターは「利用会員」の援助依頼内容に合わせて「援助会員」を探し、紹介します。

3. 事前打合わせ

「利用会員」と「援助会員」がより安心して活動ができるよう、事前打合わせを行います。日時・場所・依頼内容・子どもの様子等、当事者同士で確認します。

4. 援助活動

事前打合わせの内容にそって活動します。



援助活動終了後、「援助会員」はその日の活動を報告書に記入し、「利用会員」の署名をもらいます。

利用料金の計算方法に基づき、利用料金を「利用会員」が、直接「援助会員」に支払います。



5. 報告

「援助会員」は1ヶ月分の援助活動報告書をまとめて、翌月5日までにセンターへ提出します。

6. 補填

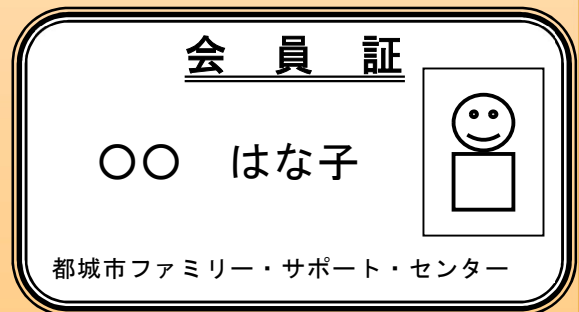
「援助会員」には利用料及び燃料費補填等が翌月指定口座に振り込まれます。



会員の心得

本会の活動の趣旨と決まりを守りましょう!

1. 相互援助活動は、ファミリー・サポート・センターに援助の依頼の申込みをした内容の範囲内において、利用会員と援助会員の主体的な合意と責任のもと実施します。
2. 会員は、ファミリー・サポート・センターを政治、宗教、営利等の目的に利用してはなりません。
3. 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等に関して、プライバシーを侵害し、個人情報等を他に漏らしてはなりません。ファミリー・サポート・センターを退会した後も同様です。
4. ファミリー・サポート・センターへの連絡なしに、会員同士で交渉し援助活動をした場合、また連絡がない場合は、補償保険は適用されません。
5. 相互援助活動は、会員間の準委任契約に基づくものであり、活動中に生じた事故は会員間で解決してください。
6. ファミリー・サポート・センター及び市は、事故を未然に防ぐため最大限努力し、事故発生時におけるトラブルを円満に解決するために尽力する機関です。
7. 相互援助活動の実施や利用料金の支払いは基準に基づいて行います。
8. この会員証を他人に貸したり、譲渡したりしないでください。また、紛失した時や変更が生じた時は、直ちにファミリー・サポート・センターへ連絡してください。また、退会する時は必ず会員証をお返しくください。



利用会員の方へ

1. 依頼した援助活動以外の仕事は要求しないでください。

援助会員の方へ

1. 活動中に事故が発生した場合は、速やかに利用会員とファミリー・サポート・センターに連絡をしてください。
2. 子どもカードに基づいて、子どもの健康状態を確認してください。
3. 活動後、援助会員は援助活動報告書を記入し、月末締めで翌月5日までにファミリー・サポート・センターへ提出してください。
4. 活動中は必ず会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は提示してください。

利用料金の基準



都城市ファミリー・サポート・センターの利用基準は次の通りです

| 1 時間あたりの利用 料金基準額 | 1 人目 | | | 2 人目以降 | |
|-----------------------------------|---------------------|-----------|-------|---------------------|-------|
| | 利用会員負担 (公民館加入補填) | 市助成 金額 | 計 | 利用会員負担 (公民館加入補填) | 計 |
| 平日（月曜～金曜） 午前 7 時～午後 7 時 | 300 円 | 300 円 | 600 円 | 300 円 | 300 円 |
| 平日（月曜～金曜） 午前 7 時以前 午後 7 時以降 | 400 円 | 300 円 | 700 円 | 350 円 | 350 円 |
| 土・日曜及び祝日 | 400 円 | 300 円 | 700 円 | 350 円 | 350 円 |

※ 自治公民館加入証明書提出済の利用会員は送迎時のみ利用会員負担額が無料になります。

1. 市内在住の利用会員には 1 時間の利用につき 300 円（1 人目のみ）助成します。
2. 最初の 1 時間までは、それに満たない場合でも 1 時間とみなします。
3. 援助時間が 1 時間を超えた場合、以降は 30 分までは上記基準の半額とし、30 分を超え 1 時間までは 1 時間とみなします。
4. きょうだいなどの同一世帯の複数の子どもを預かる場合は、2 人目から半額になります。援助会員が一度にお預かりできる人数は、きょうだい児で 3 人までです。
5. 取り消しについては、次のとおり「利用会員」が支払ってください。

当日取消……………無料


無断取消……………全額


（既に援助会員が援助活動に出向いていた場合は無断取消となります）

6. 食事（ミルク）、おやつ、おむつ等については、「利用会員」が用意してください。
7. 交通費が生じた場合（バス、タクシー等）については、「利用会員」が実費を支払ってください。
8. 支払いの時期について
利用料金などは、援助活動の終了後、その都度速やかに支払ってください。
※利用料金を滞納した場合は、その後の利用をお断りする場合があります。
9. 自治公民館に加入している利用会員は、自治公民館加入に係る「利用助成申請書」と、加入する自治公民館の館長から証明を受けた「自治公民館加入証明書」をセンターに提出すると、翌月利用分より無料（送迎のみ）。
10. 市の助成金等は活動報告書に基づいて、後日、援助会員名義口座へ振り込みます。振り込みされる内訳は、①利用会員補填、②燃料費、③支援強化費（1 時間あたり 1 人目 400 円、2 人目以降半額）、④公民館加入補填（送迎のみ）、になります。

利用料金の計算方法


活動が少しでも基本時間外（午前7:00以前 午後7:00以降）にかかった場合は、1時間当たり700円で計算してください。

 1時間 600円


 1時間 700円

基本時間（午前7:00～午後7:00）をはさむ活動計算方法

<例1> **活動開始から終了までが、1時間に満たない場合**

| | | |
|---|-----------|----------------------|
| 援助開始（午前） | 終了 | ※援助活動の時間（50分） |
| 6:20 | 7:00 7:10 | 700円×1時間=700円 |
|  | | 補助額 300円×1時間=▲300円 |
| | | 利用料金→400円（700円-300円） |


<例2> **活動開始から終了までが、基本時間を超えて継続する場合**

| | | |
|---|-------------------|------------------------|
| 援助開始 | 終了 | ※援助活動の時間（2時間10分） |
| 17:30 | 18:30 19:00 19:40 | 600円×1.5時間=900円 |
|  | | 700円×1時間=700円 |
| | | 計 1,600円 |
| | | 補助額 300円×2.5時間=▲750円 |
| | | 利用料金→850円（1,600円-750円） |

きょうだいの場合の計算方法

<例3> **基本時間内の活動を、きょうだい2人で受けた場合**

*子ども2人以上預けた場合、2人目からは半額となる。

| | | |
|---|-------------------|-----------------------|
| 援助開始（午前） | 終了 | ※援助活動の時間（2時間40分） |
| 9:00 | 10:00 11:00 11:40 | (1人目) 600円×3時間=1,800円 |
|  | | (2人目) 300円×3時間= 900円 |
| | | 計 2,700円 |
| | | 補助額 300円×3時間=▲900円 |
| | | 利用料金→1,800円 |
| | | (2,700円-900円) |

病児援助活動について



病児援助活動の利用や活動を希望される方は、事前に都城市ファミリー・サポート・センター《病児援助活動》への会員登録が必要です。
すでに利用会員としてご登録の方も再登録が必要です。

病児援助活動 会員の要件

病児利用会員

- * 都城市内にお住まいで、軽度の病気の状態にある子どもを預けたい方
- * 預かり可能な子どもの年齢は原則 2 歳～12 歳（小学 6 年生）までが対象
- * 送迎可能な子供の年齢は病児施設が受け入れ可能な年齢

病児援助会員

- * 都城市内にお住まいの方
- * センターの企画する 24 時間養成講座を受講、または病児援助活動対応研修を受講した方
- * 子育て支援に意欲のある 20 歳以上の方で心身ともに健康な方
- * 感染症流行期間中は要件あり

「病児利用会員」「病児援助会員」両方の会員になることもできます

《病児援助活動上の注意事項》

- 病児援助活動の援助を受けたい方は、事前に「病児利用会員」に登録し、健康な状態で通常の預かり保育（累計 3 時間以上）の体験が必要です。この場合の利用料金は基本的活動の料金とします。（送迎の場合は預かり体験不要）
 - 病児援助活動の援助を依頼するときは、協力医療機関（病児利用会員のかかりつけ医）を受診し、『ファミリー・サポート・センター病児・病後児相互援助活動依頼書』（送迎の場合は病児施設利用申込書で代用可）及び『投薬依頼書』の提出が必要です。
 - 病児援助活動は、「病児利用会員」と「病児援助会員」が事前に十分な打合わせを行い、両者の合意の上で行われます。
 - 病児援助活動の場所は、原則として双方会員のご自宅とします。
 - 「病児援助会員」による代理受診はできません。
 - 病児援助活動中に子どもの症状が急変した場合は、至急お迎えに来てください。
 - 『事前打ち合わせ書』『活動報告書』等は、病児援助活動専用の様式にご記入下さい。
 - 「病児援助会員」は、病児援助活動中に子どもの症状が急変したり、不安に思うことがあった場合はセンターに連絡して下さい。センターは、保護者への連絡や緊急受診の必要性の判断等のサポートをします。
 - 「病児両方会員」は、ご自身の子どもと同伴の病児援助活動はご遠慮下さい。
- ※その他 子どもの症状や状態によっては要望にお答えできない場合があります。



病児援助活動 預かりの対象について

〈預かりができる子ども〉

- 体温が 38.5 度未満のとき
- 保護者が病院受診し「病児・病後児相互援助活動依頼書」が提出できるとき
- 緊急の際に連絡が取れ、迎えに来れる方

〈預かりができない子ども〉

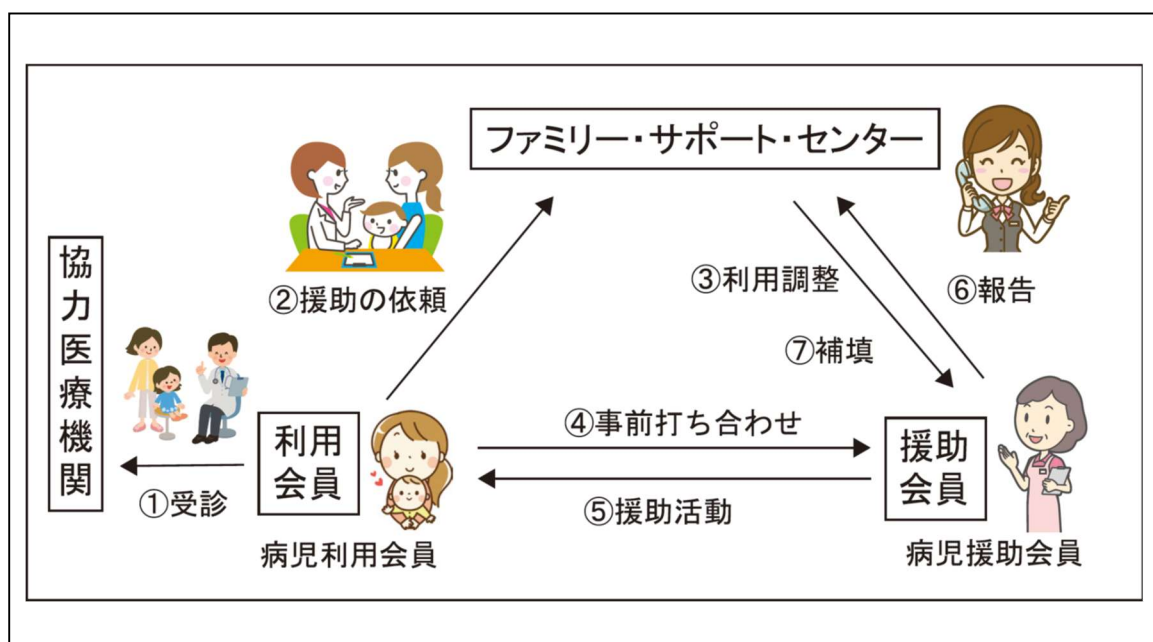
【病名】

- 新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）、インフルエンザ（疑いを含む）、RSウイルス、感染性胃腸炎（ノロ・ロタウイルス）などの強い感染症の診断を受けたとき
- 麻疹、風疹、結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、咽頭結膜熱、急性出血性結膜炎、A型肝炎、B型肝炎、溶蓮菌感染症（初期）、水ぼうそう、おたふくかぜ
- ぜんそく発作、クループ症候群 などの呼吸器疾患

【症状】

- 体温が 38.5 度以上の発熱が続いている
- 脱水症状の兆候がある（複数回の嘔吐・水様便がある。おしっこが出てない等）
- 咳やゼーゼーがひどく、息が苦しそうな状態にある
- 食欲が低下している（普段の半分以下である）
- 2年以内にけいれんを起こしたことがある

病児援助活動のしくみ





病児援助活動の流れ

1. 受診

病児利用会員はあらかじめ「病児・病後児相互援助活動依頼書」(送迎の場合は病児施設利用申込書で代用可)を記入のうえ、かかりつけ医を受診して、医師の署名をもらいます。

2. 病児援助の申込み

病児利用会員は、ファミリー・サポート・センターへ病児援助活動依頼の連絡をします。

3. 調整

ファミリー・サポート・センターは、病児保育援助依頼内容を、事前に対象児童と面識のある病児援助会員に伝え打診し、調整します。

4. 事前打合わせ

依頼を受けた病児援助会員は、安全・安心な援助活動ができるよう、子どもの様子等十分に確認し、その内容を「病児援助活動事前打ち合わせ書」に記入します。

5. 病児援助活動

病児援助会員は、「病児・病後児相互援助活動依頼書」「投薬依頼書」を確認のうえ依頼の内容に沿って活動します。



《活動終了後の流れ》

病児利用会員…

利用料金を病児援助会員に支払うと共に病児援助活動報告書に署名します。

病児援助会員…

病児利用会員から預かった「病児・病後児相互援助活動依頼書」(送迎の場合は病児施設利用申込書の写し)「投薬依頼書」を「病児援助活動報告書」と共にセンターに提出します。

※数日に渡って依頼された場合等は、「病児・病後児相互援助活動依頼書」は病児利用会員にセンターへ提出していただく場合があります。

6. 報告

病児援助会員は1ヶ月分の「病児援助活動報告書」をまとめて、翌月5日までにセンターへ提出します。

7. 補填

病児援助会員には利用料金補填等が翌月ご本人の口座に振り込まれます。

病児援助活動の利用料金

都城市ファミリー・サポート・センター病児援助活動利用基準は次の通りです。

(キャンセル料についてはP5の5参照)

| 1時間あたりの 利用料金基準額 | 病児援助 利用料金 (公民館 加入補填) | 市助成 金額 | 計 |
|-------------------------------|-------------------------------|-----------|--------|
| 平日(月曜～金曜) 午前7時～午後7時 | 600円 | 300円 | 900円 |
| 平日(月曜～金曜) 午前7時以前 午後7時以降 | 700円 | 300円 | 1,000円 |
| 土・日曜及び祝日 | 700円 | 300円 | 1,000円 |

※ 自治公民館加入証明書提出済の病児利用会員は送迎時のみ利用会員負担額が無料になります。

- 1.病児利用会員には、1時間の利用につき300円助成します。
- 2.最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- 3.病児援助活動時間が1時間を超えた場合、以降は30分までは左記金額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間とみなします。
- 4.食事、おやつ等は病児利用会員が準備して下さい。
- 5.利用料金は、援助活動終了後、その都度お支払い下さい。
- 6.自治公民館に加入している病児利用会員はP5の9を参照ください。
- 7.病児援助会員へ振り込みされる市助成金内訳はP5の10を参照ください。

補償保険制度について

安心して活動ができるように、会員になると「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に自動的に加入することになります

1. サービス提供会員傷害保険
「援助会員」が、ファミリー・サポート・センターの斡旋による援助活動中や、活動するための自宅と子ども宅や保育所等との往復途上（自宅との通常の経路）において傷害を被った時に補償します。

| 事 由 | 補償額 | 備 考 |
|----------|----------------------------------|----------------------------|
| 死 亡 | 500 万円 | 事故日より 180 日以内の死亡 |
| 後 遺 障 害 | 程度により 500 万円～15 万円 | 事故日より 180 日以内の後遺障害発生 |
| 入 院（1 日） | 2,000 円 | 事故日より 180 日以内を限度 |
| 手 術 | 2,000 円×所定倍率 (10・20 または 40 倍) | 事故日より 180 日以内の手術 |
| 通 院（1 日） | 2,000 円 | 事故日より 180 日以内で 90 日分を限度 |

2. 賠償責任保険

「援助会員」が、援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償します。

| 事 由 | 補償額（限度額） |
|-----------|--------------|
| 対人・対物賠償 | 1 事故につき 2 億円 |
| 初期対応費用 | 500 万円 |
| 訴訟対応費用 | 1,000 万円 |
| 受託者賠償責任保険 | 1 0 万円 |

3. 依頼子供傷害保険

「利用会員」の子どもが、援助活動を受けている間に事故を被った場合「援助会員」の過失の有無にかかわらず補償します。

| 事 由 | 補償額 | 備 考 |
|----------|----------------------------------|----------------------------|
| 死 亡 | 300 万円 | 事故日より 180 日以内の死亡 |
| 後 遺 障 害 | 程度により 300 万円～9 万円 | 事故日より 180 日以内の後遺障害発生 |
| 入 院（1 日） | 2,000 円 | 事故日より 180 日以内を限度 |
| 手 術 | 2,000 円×所定倍率 (10・20 または 40 倍) | 事故日より 180 日以内の手術 |
| 通 院（1 日） | 1,000 円 | 事故日より 180 日以内で 90 日分を限度 |

※ お見舞い金制度…「利用会員」の子どもが「援助会員」の財物を破損したり、援助会員の子どもに怪我をさせた場合などに援助会員に対して 30,000 円を限度にお見舞い金をお支払いする制度です。

自動車団体保険制度について

送迎活動を行う援助会員や利用する子どもたちが安心した活動ができるように、「移動サービス専用自動車保険」に加入しています。

| <p>4. 移動サービス専用自動車保険</p> <p>ファミリー・サポート活動中、「援助会員」の自家用車を用いて、「利用会員」の子どもの送迎を行っている間の事故について、援助会員の自動車保険に優先してお支払いする保険です。</p> <p>なお、この団体保険では「車両保険」には加入していません。援助会員車両加入の任意保険にて対応することはできません。</p> | 事由 | 補償額 | 備考 |
|---|----------------------------|--|--|
| | 対人賠償責任保険 | 無制限 | 契約車両事故により、相手にケガや死亡などの損害を与えた場合に賠償責任を補償します。 |
| | 対物賠償責任保険 | 無制限 | 契約車両事故により、相手の車や塀等財物に損害を与えた場合に賠償責任を補償します。 |
| | 自損事故傷害特約 | 死亡保険金： 最大 1,500 万円 後遺障害保険金： 程度に応じて 50 万円～2,000 万円 介護費用保険金： 最大 200 万円 傷害保険金： 入院 1 日につき 6,000 円 通院 1 日につき 4,000 円 | 契約車両の単独事故で、車の所有者、運転者または搭乗者がケガをした場合等に補償します。 ただし、傷害保険は 1 事故 1 名につき 100 万円を限度とします。 |
| 対物超過修理費用補償特約 | 1 事故に対して相手方の車 1 台当たり 50 万円 | 対物賠償責任保険で補償されない相手方の車の時価額を超える修理費を補償します。 ※6 か月以内の修理に限る。 | |

送迎活動中に事故が発生した際は、ファミリー・サポート・センターに至急連絡を！

電話：0986-26-3810

保険請求に際して、現場写真等必要になります。

まずは、「ケガ人の救護・救急連絡」、「関係者の安全確保」、「警察へ連絡」ののち、ファミリー・サポート・センターに必ず連絡をお願いします。



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



都城市ファミリー・サポート・センター

〒885-0077

宮崎県都城市松元町4街区14号 都城市総合福祉会館内

TEL 0986-26-3810

電話対応時間：通常業務 9:00~17:00

病児援助活動 8:30~18:00

センター開設時間 9:00~17:00/月~金

(土・日・祝日・年末年始は休み)



都城市ファミリー・サポート・センター公式LINE QRコード